

特定路外駐車場の構造および設備に関する基準

【路外駐車場車いす使用者用駐車施設】

1. 特定路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場についてはこの限りではない。
2. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 幅は350cm以上とすること。
 - (2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
 - (3) 路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

【路外駐車場移動等円滑化経路】

1. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。
2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
 - (2) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - (3) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - ①幅は、120cm以上とすること。
 - ②50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

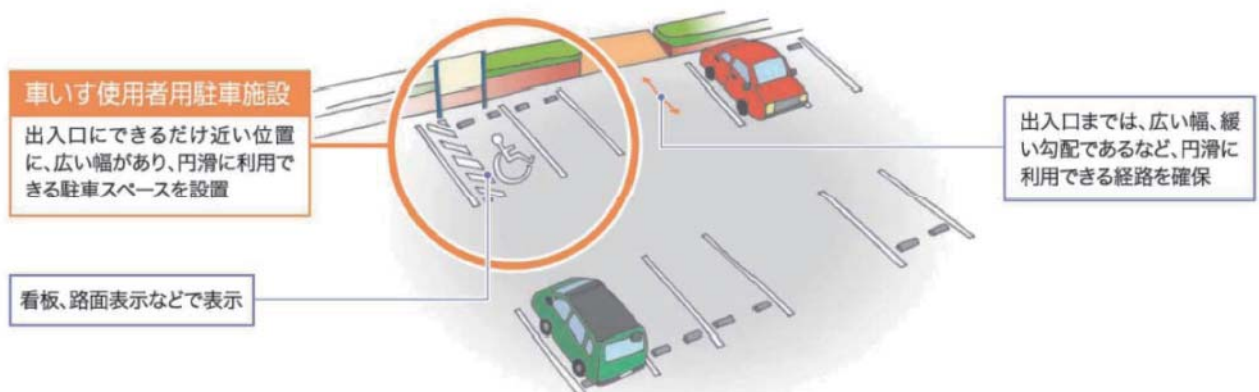
(4) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する**傾斜路**(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

- ①幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
- ②勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
- ③高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
- ④勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

【特殊の装置】

1. これまでの規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこれまでの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

特定駐車場技術基準の例



出典：バリアフリー新法の解説～ユニバーサル社会の実現を目指して～、国土交通省、警察庁、総務省